

意見書概要

2020年10月8日

目黒区公契約審議会 御中

1、目黒区公契約審議会に関して

目黒区公契約審議会については、各委員の意見反映はもとより、実質的な審議が行われるよう、同審議会を年間3回以上開催し、委員に対し、素案等について十分な期間を設けて事前にレクチャーを行うなど、丁寧に進められるように引き続き要望します。SDGs達成をめざすため、区が推薦する委員は、半数以上は女性委員とすることを要望します。

2、労働報酬下限額の積算方法に係る基本的考え方について

(1) 公契約条例の目的にある通り、優れた人材を確保できる環境の整備、区民サービスの向上及び地域経済の活性化に寄与することを目的とされていますので、目黒区で生活できる賃金を基に算出することをもとめます。具体的には目黒区の正規職員の高卒初任給を基礎にすることとし、複数の指標を総合して算出するよう要望します。また早期に会計年度任用職員の報酬額相当にするよう要望します。

(2) 工事請負契約の下限額設定について

1) 労働報酬下限額は設計労務単価の90%が望ましい。

2) 熟練労働者以外の者における労働報酬下限額について

① 設計労務単価における軽作業員の定義・作業内容に手元等、補助的作業者が分類されています。熟練労働者以外の者(見習い・手元等の労働者、年金等の受給のために賃金を調整している労働者)は軽作業員に分類するよう要望します。

② 熟練労働者以外の下限額設定は軽作業員の90%以上を求めます。公契約条例の目的をめざすため、少しでも上げていくのが望ましい。

(3) 業務委託契約・指定管理協定の下限額設定について

1) 1時間当たり1,130円以上を求めます。

2) 求める根拠理由

① 新型コロナウイルス対策で、今まで以上に人材も必要になり手間もかかる。

② SDGsに対応して、学校給食は有機食材に変更していくことが見込まれ、人材も必要になり手間もかかる。

③ 近隣区の世田谷区では1,130円

(4) これまでの審議経過および前回答申の意見のとおり、職種別での労働報酬下限額を設定すべきです。条例の目的、それらを設定している他の条例施行自治体の例を踏まえると、公契約対象の職種・業種のなかから区が政策的に人材確保したい職種・業種、有資格者、新型コロナウイルス感染拡大後におけるエッセンシャルワーカーについて設定するのがよい。

3、条例制定から2年半が経過します。対象の事業者及び労働者への条例の周知状況や認知度、対象労働者への労働報酬の支払い及び労働環境・就労意欲等の変化など、公契約条例の周知及び公契約の履行状況等を把握するアンケート調査の実施を提案します。

4、前回からの要望まとめ

(1) 建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用に取り組みたい。

(2) 適正な予定価格の設定と積算の根拠の詳細の公開について検討されたい。